

厚木市スポーツの聖地づくり基本計画（スポーツ施設整備基本計画）

（案）に対するパブリックコメント手続実施要領

1 目的

「スポーツの聖地づくり」の実現に向けて、本市のスポーツ施設整備に関する理念や方向性を具体化し、本市のスポーツ施設整備の方向性を示す厚木市スポーツの聖地づくり基本計画（以下「基本計画」という。）を策定します。

つきましては、基本計画（案）について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

厚木市スポーツの聖地づくり基本計画（案）

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（1月15日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（1月15日から）
- (3) 厚木市LINE公式アカウントによる発信

4 基本計画（案）の閲覧及び配布

次に掲げる場所等で令和8年1月15日から2月16日まで閲覧を行います。

なお、資料の配布を希望する場合はスポーツ魅力創造課（電話 046-225-2530）に連絡してください。

- (1) 市役所第二庁舎8階 スポーツ魅力創造課
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
※睦合西地区公民館・市民センターを除く
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (8) 南毛利スポーツセンター
- (9) 東町スポーツセンター
- (10) 猿ヶ島スポーツセンター

- (11) 萩野運動公園
- (12) 市ホームページ



«市ホームページ閲覧ページ»

5 意見等提出期間

令和8年1月15日（木）から2月16日（月）まで

※ 郵送の場合は、2月16日の必着とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

次の方法により提出してください。

- (1) 電子申請システム（e-kanagawa）により提出する。



«電子申請システム（申し込みフォーム）»

- (2) 市公式LINEにより提出する。



«市公式LINE»

- (3) 意見提出用紙を持参する。

- ア 市役所第二庁舎8階 スポーツ魅力創造課の窓口へ直接提出
- イ 市役所本庁舎3階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函
- ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函
 - (ア) 市役所本庁舎1階
 - (イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上萩野分館

※睦合西地区公民館・市民センターを除く

- (ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
 - (エ) 保健福祉センター
 - (オ) 中央図書館
 - (カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ 6階）
- エ 次に掲げる場所に設置された所定の意見提出箱に投函
- (ア) 南毛利スポーツセンター
 - (イ) 東町スポーツセンター
 - (ウ) 猿ヶ島スポーツセンター
 - (エ) 荻野運動公園
- (4) 意見提出用紙を郵送する。

郵送先 〒243-8511

厚木市産業文化スポーツ部スポーツ魅力創造課スポーツ施設係宛て

- (5) 意見提出用紙をファックスで送信する。

ファックス番号 046-223-0044

- (6) 意見提出用紙を電子メールで送信する。

メールアドレス 8850@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「基本計画（案）パブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

- (1) 提出された意見等は、基本計画（案）策定に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表します。

- (2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。

- (3) 提出された意見等の中で、「6. 意見等提出資格」、「7. 意見等提出方法」等に不備等があった意見については、パブリックコメント手続の対象外といたしますが、原則意見の公表を行います。